



「建設現場の遠隔臨場」を試行します

令和4年6月からウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用した「建設現場の遠隔臨場」を試行し、受注者における「段階確認に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指します。

建設現場の遠隔臨場の試行概要

- 1. 対象工事** さいたま市が発注する全ての建設工事を対象とします。
 - (1) 発注者指定型 発注者が指定する工事（令和4年度は建設局発注のみ）
 - (2) 受注者希望型 発注者指定型以外の建設工事で、受注者から遠隔臨場試行の協議申し出があった工事のうち、発注者が承諾した工事
 ※ 発注者指定型のみ入札公告時に明示します。
- 2. 試行内容**

| 実施手順 | 受注者の実施項目 |
|---|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">① 施工計画書</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">② 機器の準備</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">③ 遠隔臨場による段階確認等の実施</div> | <ol style="list-style-type: none"> ① 施工計画書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事：「段階確認」、「材料確認」、「立会」 ・ 営繕工事：「施工立会い」、「材料検査」 ② 機器の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「記録」に関する機器 ・ 「配信」に関する機器 ③ 段階確認等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前準備 ・ 撮影の実施 |

図1 受注者の実施項目



図2 機器構成（例） 出典：国土交通省

3. 連絡事項

「受注者希望型」は現在工事期間中の工事でも試行は可能です。発注者と工事記録（工事現場連絡票）による協議のうえ、変更施工計画書を提出し、試行をお願いいたします。

さいたま市のホームページでは、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を確認することができます。

【お問い合わせ先】さいたま市 建設局 技術管理課

TEL：048-829-1515 FAX：048-829-1988 E-mail：gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp